

令和6年度事業結果の解説

令和6年4月1日～令和7年3月31日

認定特定非営利活動法人
全国就労支援事業者機構

1 国、自治体、経済界等との連携協働

(1) 政府の再犯防止推進計画において、就労支援を社会全体で推進する目標が示されている。全国就労支援事業者機構（以下「全国機構」という。）は、令和6年度において以下のような連携協働を進めた。

ア 法務省保護局が企画する再犯防止施策に対して、経済団体への協力要請等を行った。

全国機構は法務省が一体となって、経団連、経済同友会、日本商工会議所などの経済団体に対して刑務所出所者等の就労支援、企業の協力の重要性について理解を求め、経団連幹事会において法務省保護局長の講演（令和6年11月19日）、経団連1%クラブにおける民間企業の更生保護への支援事例の紹介（令和6年11月26日）を行った。

イ 全国機構の助成、自立支援事業、身元保証事業等について各都道府県就労支援事業者機構（以下「都道府県機構」という。）意見交換をするため法務省保護局の参加を得てオンライン形式の会議を開催した。

(2) 都道府県機構においては、引き続き地方自治体に対して、協力雇用主に対する入札優遇制度の導入や自治体による非行少年の雇用を要請した。自治体からは、職場定着の支援、就労者の生活サポートなどについて、都道府県機構への委託や協力依頼が複数あった。

2 就労支援事業の推進

刑務所出所者等の雇用の拡大を図るため、協力雇用主の開拓、積極的マッチングによる就労促進、出所者等を雇用した後の職場定着のための見守り支援などに努めた。

(1) 都道府県機構を通じての事業の推進

ア 雇用の受け入れに協力する事業者（協力雇用主）の拡大

① 協力雇用主登録要請対象企業数 2,801社

② うち登録企業数 1,488社

③ 機構会員協力雇用主数 14,708事業者（前年度15,906事業者）

イ 雇用された就労支援対象者数 2,393人（前年度2,466人）

うち雇用に関わる支援を機構が実施した数 1,860人（前年度2,089人）

（注）「雇用された就労支援対象者数」は主に出所後の就労支援対象者の雇用実績が報告されている。最近では刑務所受刑中に就労先の採用が内定する者が増加し、雇用の約3分の1を占めるようになっており、出所後に就職決定した者の割合が減少しているが、都道府県機構の就労支援は受刑中の者にも及んでおり、全体として就労支援実績は拡大している。

ウ 協力雇用主に対する支援

① 雇入れのノウハウ等についての相談、助言、雇用意欲の喚起、不安の軽減等の支援
5,362社（前年度4,667社）

- ② 募集採用活動に対する支援 5,700社（前年度5,165社）
- ③ 雇用及び雇用活動に対する経済的支援（雇用助成金、定着奨励金、面接旅費助成等）
985社 14,648,186円
（前年度 1,095社 17,810,156円）

（注）国の就労奨励金と重複する雇用助成金が減少している。

エ 就労支援対象者に対する支援

- ① 職業指導、就労意欲の喚起、求職活動ノウハウの向上等の支援
11,524人（前年度10,996人）
- ② 求職活動に対する支援
8,390人（前年度 7,853人）
- ③ 求職・就労に対する経済的支援（面接旅費、就労準備（健康診断、作業着購入等）、職業訓練等）
1,160件 7,132,429円
（前年度 1,142件 8,306,294円）
- ④ 就労後の見守り（職場定着支援）
7,436人（前年度6,609人）

オ 都道府県機構の取り組みに対する全国機構の助成

全国機構は各地の機構に対し地方組織活動助成費として総額64,481,400円の事業費の助成を行った。（前年度：64,146,000円）

（2）全国機構の事業の推進

ア 身元保証事業

令和6年度中に実施した身元保証件数は1,328件であり、その内訳は次のとおり。

- ① 保護観察対象者等に対する身元保証 1,325件（前年度1,346件）
- ② 福岡県が行う非行少年等に対する身元保証 3件（前年度3件）

また、損害を受けた雇用主に対する見舞金の支払い件数は33件（前年度28件）であり、支払総額は6,131,342円（前年度5,541,791円）であった。

イ 顕彰事業

都道府県機構等の組織運営、就労支援事業に多大な功績のあった者に対して表彰状又は感謝状を贈呈し、その功績を広く周知した。

ウ 全国就労支援事業者機構としての広報啓発・研究事業等

- ① 第74回“社会を明るくする運動”「産官学連携 再犯防止推進 安全・安心な社会を目指すシンポジウム」を関係機関団体とともに共催した。（令和6年10月16日）
- ② リーフレット「再犯のない社会へ」を印刷し、関係先に配付した。

エ 自立支援事業

国立の沼田町就業支援センター（少年院仮退院者等の訓練等を実施）、茨城就業支援センター（刑務所仮釈放者等の訓練等を実施）等を退所する4人に対し自立準備に必要な助成を行った。また、資格取得に対する費用助成を3人に行った。

3 全国機構組織について

(1) 会員について

令和6年度末の全国機構の会員数は総数で636会員である。また、会員のうち、会員開拓の重点対象である二種法人（企業）会員は357企業（前年度365企業）であり、前年度末に比べ8企業の減となった。

また、全国機構創設時からの弁護士会員においては、弁護士業の引退を機に退会の申出をする会員が多く見受けられた。

会員の確保は、関係する法人・個人に対する個別開拓を行ってきたところであるが、今後は、経済団体に対する要請やホームページによる広報周知など、効果的かつ幅広い層への呼びかけを進めていくこととする。

(2) 会費収入

上記のとおり、会員数が減少したため、令和6年度の会費収入は49,610,000円（令和5年度50,687,000円）であり、前年度に比べ、1,077,000円の減少となった。

(3) 寄付・助成金

更生保護法人日本更生保護協会から助成金を得たほか、株式会社ひまわりサービス及び一般社団法人日本民営鉄道協会から寄付金を得た。

4 都道府県機構の就労支援実施体制の充実のための支援

更生保護法人日本更生保護協会と協働して平成25年10月に開始した「就労支援スタッフを配置する費用の助成」（就労支援事業の担い手がない都道府県機構を対象とする）について、令和6年度は、旭川、青森、秋田、山梨、長野、富山、福井、三重、滋賀、奈良、大分及び鹿児島県の12機構に助成を行った。